

会員規約

Team Vira-Lata

第1条（団体と活動する目的）

この団体はTeam Vira-Lata（以下、当アカデミー）という名称の任意団体です。

以下を活動の目的としています。

会員は格闘技を通じて、体力向上と健康維持に努め、会員相互の親睦を計り、健全な社交場として利用することを目的とする。また、会員同士は相互に切磋琢磨し、協力し合うものとする。

第2条（代表等）

代表及び指導者を梅本晴幹とする。

第3条（練習場所）

練習場所は滋賀県甲賀市水口体育館・野洲市総合体育館とします。

第4条（会員資格）

入会者は心身ともに健全で、一般社会常識を持ち合わせている事。また当アカデミーの趣旨に賛同し、本会員規約等の定めた事項を承認した上で、当アカデミーが入会を認めた方を会員とします。威嚇的な刺青のある方、伝染病、感染する皮膚病、他者へ危害を有する精神病の症患者、医師により運動等が不適切と指導されている方は入会資格がありません。

第5条（入会手続き）

入会を希望される方は所定の入会申込手続きを行い当アカデミーの承認を得た上で、所定の入会金、月会費・スポーツ保険料を納付した後に会員となります。

第6条（入会金、月会費等）

会員は当アカデミーが下記に定める金額を銀行引き落とし又は現金にてお支払いいただきます。

入会金

¥6,000

月会費

¥5,650

※月に一度も練習に参加できなかったとしてもその月の会費はお支払いいただきます。

休会費

¥650／月

※休会中に練習に参加する事もできますが、月2回迄（¥1,000／1回）とさせていただきます。

※休会中の試合への参加は認めません。

※休会中に練習に参加される場合も通常通りスポーツ保険加入は必須です。

※休会・退会のキャンセル

休会、退会の申請後にキャンセルする事も可能です。

ただし、休会or退会予定月の前の月の月末までとさせていただきます。

例 5月1日付退会の場合 4月15日退会申請⇒ 4月30日退会キャンセルokです。
会費は引き落としに間に合わないので、翌月分（差額）を次の練習日に現金納付して下さい。

出稽古・ビジター参加料金

無所属 **¥3,000**

その他の柔術道場所属（**bjjf,ibjff,asjff,ajp,jjff**等のいずれかへの加盟団体）

黒帯 **¥1,000***

その他の帯 **¥2,000***

※メンバーの紹介友好道場の方は半額となります。

第7条（会員の義務）

1. 会員は会員資格の種類毎に定められた入会金を第5条に定める入会手続きと同時に支払うものと致します。入会金は第9条に定める会員資格の喪失、その他いかなる事由によっても返還されることはありません。一旦納入された会費等についても返還されません。
2. 会員は氏名、住所、連絡先、会費引落金融口座その他入会申込み種類記載事項に変更があった場合は速やかにその旨届けるものとします。
3. 会費を滞納された場合は全てのレッスン、スパーリング、自由練習及び、いかなる試合にも参加できません。
4. 休会の申告は休会を開始する前月の15日までに原則口頭にて申告するものとします。休会中は休会事務手数料¥650/月を支払うものとし、申告した休会期間を過ぎますと自動的に会費の引き落としがはじまります。
5. 退会の申告は退会する前月の15日までに口頭にて申告するものとします。会費未納がある場合は未納会費を支払ったのち申告・退会することが出来ます。

第8条（重複入門）

他団体との重複入門は可能ですが、事前に必ず当アカデミーの代表、先方の代表から許可を得てください。

第9条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失致します。

1. 退会届が受理されたとき
2. 破門
3. 死亡

第10条（破門）

会員が次の各号に該当するときは、無条件で破門され直ちに会員資格を失うものとします。

1. 本規約、当アカデミーの定める規則に違反したとき
2. 当アカデミーの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
3. 当アカデミーの他の会員の円滑な施設利用に支障をきたす等、当アカデミーが不適切と認めたとき
4. 当アカデミーの保有する独自の技術や情報を会外へ流出させ、当アカデミーに不利益をもたらせた場合
5. 当アカデミーのインストラクター、会員に対する他者への就職斡旋や引き抜き行為を行ったとき
6. 会費その他の支払いを長期間怠ったとき
7. 暴力団体等反社会的勢力に所属していると認められるとき
8. 会員として品位を損なうと道場が認める非行があったとき
9. 宗教活動、政治活動、自己啓発セミナー等、道場の承諾のない商業活動、金銭の貸し借りを行ったとき

第11条（未成年会員）

未成年の入会に関しては、親権者の同意が必要です。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に本人の行為について責任を負い、本規約に定める本人の義務の履行の責に任ずるものとします。

第12条（変更事項）

当アカデミーから会員への通知連絡はteam vira-lataオフィシャルサイト、ライン（公式アカウント含む）、ツイッターにて行います。重要な事項については練習会場にて口頭にて行い、当アカデミーは以後の責任を負いません。

第13条（事故責任）

1. 当アカデミー内で発生した盗難においては、当アカデミーは損害賠償責任を一切負いません。
2. 当アカデミーの行事や練習、試合で起きた怪我死亡・その他の事故について、当アカデミーは一切の賠償責任を負いません。スポーツ安全保険にて保証する事とします。

又、会員および当アカデミーを利用する人々の疫病によって発生した事故についても同様とします。

※入会から保険加入までの期間は無保険期間となる事を了承するものとする。

第14条（会員の損害賠償責任）

会員が当アカデミー内で自己の責任に帰すべき事由により、当アカデミー又は第三者に損害を与えた場合は、その該当する会員が賠償責任を負います。

なお会員が同伴又は紹介した出稽古等の方については、その会員が連帯して賠償責任を負うものとする。

第15条（紛争の解決）

当アカデミーの利用に際し生じた会員同士の争議の解決は当事者の話し合いにより円満解決を図るものとし、いかなる場合も当アカデミー代表、インストラクターはその責任を負わないものとします。

第16条（アカデミー利用の制限及び閉鎖）

当アカデミーは次の場合諸施設の全部または一部を閉鎖することがあります。

この場合、会員はその保証その他何らの請求、異議申し立てする事は出来ません。

1. 参加人数が少ない事が見込まれ、練習できる環境にないと判断した場合
2. 天災、地変、パンデミック、社会情勢、経済情勢、の著しい変化、その他やむを得ない事由により開場が不可能な場合
3. 当アカデミーの利用施設の改造、補修、点検等を行う場合
4. 法令の制定、改廃、あるいは行政指導による場合
5. 当アカデミーの都合により重大な事由がある場合

第17条（報告の義務）

大会への出場を希望する場合は、事前に代表または指導者に報告して了承を得てください。

また他団体への出稽古または自主練を開催する場合は事前に代表または指導者の了承を得てください。

※柔術については白帯会員はストライプ取得、或いは代表が許可を出すまでは大会への出場、他団体への出稽古を禁止とします。

第18条（徹底事項）

会員は以下の事項を徹底してください。守らない場合は退会していただく場合があります。

1. 力任せなスパーリングはNGです。仕掛ける方は素早くゆっくり極める、やられる方は早めにタップでお願いします。
2. スパーリングする前にルールの把握、又双方どこまでのルールでスパーリングするのか、話しあってください。
3. スパーリングは飛びつきクローズ、飛び十字、カニばさみ、立ちからの脇固めは禁止とします。
4. 初心者に対しては見守りながら指導しましょう。聞かれてもいないのに、指導の押し売りはなしとします。
5. 格闘技はコンタクトスポーツです。練習前に爪を短く切る、手を洗う足を拭く等気配りをしてください。又練習着、道着も清潔に保つようによろしくお願いします。

第19条（細則等）

本規約に定めていない事項及び運営上必要な事項は、別途細則により当アカデミーがこれを定める事とします。

第20条（改正）

本規約の改正は当アカデミーが必要に応じて、これを行うことが出来ます。その効力は全ての会員に及ぶこととします。

2023年12月16日一部改定